

コミュニティカフェ設立事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に住民同士の交流の場やお互いさまの関係づくりの場として、コミュニティカフェを開設しようとする団体に対し、助成金を交付することで気軽に集える新たな居場所づくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 コミュニティカフェとは、地域に居住する高齢者や子ども、障がいの有無に関わらず、地域住民の誰もが気軽に集い交流できる居場所をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 新規の開設

(2) 自治公民館など住民に開放された建物で、不特定多数の住民を対象とする。ただし、個人宅でも生活スペースと分離できる場合は助成対象とする。

(3) 年間を通じておおむね3か月に1回程度開設する。

(4) 現に高齢者サロンなどが近隣で行われている場合は、別日に開催する。

(5) 営利を目的とした勧誘行為などは行わない。

(助成金対象経費及び助成金の額)

第4条 社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、前条の要件を満たす団体に対し、60,000円を上限に助成金を交付する。ただし、助成金の対象とする経費は、別表1に掲げるものとする。

2 助成金は、2か年に分けて助成できるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）を、本会会長に提出しなければならない。

2 前条第2項に則り、2か年に分けて交付を受けようとする団体は、当該年度ごとに助成金交付申請書を、本会会長に提出するものとする。

(助成金の交付決定及び交付)

第6条 本会会長は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、指定された口座に助成金を振り込むものとする。

(関係書類の整備)

第7条 助成金の交付を受けた団体は、事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた団体は、当該年度終了後2か月以内に実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他、会長が必要と認めるもの

(助成金の返還等)

第9条 本会会長は、事業を実施した団体が、助成対象事業に関し、次の各号に該当すると認めるときは、助成金交付決定の全部または、一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令及びこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

2 会長は、前項の規定により、交付決定の全部または一部を取り消した場合は当該取り消し部分の関し、既に助成金を交付しているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

助成事業	助成対象項目
コミュニティカフェ事業	消耗品費、備品費、保険料、印刷製本費(チラシ作成費)、通信運搬費